

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>公印</u>（第15条—第28条）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（押印）</p> <p>第14条 施行する文書等（県公報に登載するものを除く。）のうち次に掲げる<u>文書</u>には、公印を<u>押す</u>ものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により押印が義務付けられた<u>文書</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書</u>その他その内容が真正であることを証明する必要がある<u>文書</u></p> <p>(4) その他特に押印<u>する</u>ことが必要であると認められる<u>文書</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる<u>文書</u>のうち文書課長が別に定めるものについては、押印を省略することができる。</p> <p>第3章 公印</p> <p>（公印の印影の刷り込み）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>公印等</u>（第15条—第28条の2）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（押印又は電子署名）</p> <p>第14条 施行する文書等（県公報に登載するものを除く。<u>以下この条において同じ。</u>）のうち次に掲げる<u>文書等</u>には、公印を<u>押印し、又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により押印<u>又は電子署名の実施</u>が義務付けられた<u>文書等</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書等</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書等</u>その他その内容が真正であることを証明する必要がある<u>文書等</u></p> <p>(4) その他特に押印<u>又は電子署名の実施</u>が必要であると認められる<u>文書等</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第4号までに掲げる<u>文書等</u>のうち文書課長が別に定めるものについては、押印<u>又は電子署名の実施</u>を省略することができる。</p> <p>第3章 公印等</p> <p>（公印の印影の刷り込み）</p>

第28条 (略)

第4章 文書等の処理

第1節 本庁

第1款 文書等の收受及び配布
(文書等の受領及び配布)

第29条 (略)

第28条 (略)

(電子署名)

第28条の2 電子署名の実施の方法その他必要な事項は、知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課長及び文書課長が別に定める。

第4章 文書等の処理

第1節 本庁

第1款 文書等の收受及び配布
(文書等の受領及び配布)

第29条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。